

おたる国際福祉・観光専修学院 入学者選考基本方針

(令和8年1月16日制定)

(目的)

- 1 この方針は、おたる国際福祉・観光専修学院学則施行細則第4条第2項に基づき、おたる国際福祉・観光専修学院（以下「本学」という。）における入学者選考に関する基本的な事項を定める。

(アドミッション・ポリシー)

- 2 本学は、

「地域の伝統文化のみならず国際の多様な文化、伝統、人びとに対する広く・深い理解のもとに、地域・国際社会に積極的に貢献する人材を育成」し、

「この人材育成と地域交流を通じて地域における多文化共生社会の創世に寄与することを目的とする。」（おたる国際福祉・観光専修学院学則第1条）

という理念に基づき、次のような人々を受け入れることに努める。

- (1) 「多文化共生で、強く優しい未来を創る」という多文化共生と地域振興の理念のもと、介護・観光分野で社会に貢献する知識と技術の習得と努力を惜しまない人
- (2) 小樽の歴史・文化に触れ、福祉・観光について学びながら、国籍の垣根を越えて地域と関わる意志のある人

(入学者選考の種類)

- 3 本学の入学者選考は、入学試験（以下「入試」という。）により行う。その種類は、一般入試、社会人入試、高等学校長推薦入試、社会人推薦入試、AO（総合選抜）入試および外国人留学生入試とする。

(出願資格)

- 4 各入試の出願資格は、次の各号のいずれかに該当する者に認める。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者および入試を実施する年度の3月に卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および入試を実施する年度の3月に修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第183条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものおよび入試を実施する年度の3月31日までにこれに該当する見込みのもの
 - ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（学校教育法施行附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による

大学入学資格検定に合格した者を含む。)

カ 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(4) 高等学校長推薦入試においては、第1号の資格(卒業者を除く。)に加えて、調査書の評定平均値が3.0以上で学校長の推薦を受けた者

(5) 社会人推薦入試においては、第1号から第3号までの資格(卒業見込み者および該当見込み者を除く。)のいずれかに加えて、所属長の推薦を受けた者

(入学者選考の目的)

5 入学者選考においては、本学が職業教育を行う高等教育機関であることに鑑み、アドミッション・ポリシーに照らし、志願者の知識・学力に加えて、目的に向けて努力する意志、課題に取り組む能力、職業観を見るように務める。

(入学者選考の方法)

6 入学者選考は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより、またはこれらの組み合わせにより行う。

(1) 学力試験 高等学校段階までに学習した知識・学力を問う。

(2) 小論文試験 特定のテーマで文章を書かせ、思考力、判断力を測定する。

(3) 面接試験 対話により、学習能力、本学で学ぶ意欲・能力を測定する。

(4) 課題・レポート 事前にテーマを与え提出させ、それに基づいて面談することにより(複数回実施)、本学で学ぶ意欲を醸成する。

(5) 調査書 高校段階での成績から、学習態度・学習習慣、学力を測定する。

(6) 推薦書 志願者の学力、能力、本学で学ぶことの適性を測定する。

(広報)

7 本学は、冊子、ホームページ、ソーシャル・メディア等の媒体により、本学の教育理念・目的、教育の内容・特徴等を公開することに努める。

(入学者選抜実施要項)

8 学務委員会は、第3項から第6項に定める方針に基づいて、年度の開始前に、当該年度に実施する入試について、次の各号に掲げる事項を記載した入学者選抜実施要項を作成し、教員会議の承認を得なければならない。

(1) 募集人員

(2) 出願資格

(3) 出願期間

(4) 選考方法

(5) 試験日

(6) 試験会場

(7) 合格者の発表

(8) 入学手続

(9) その他入学者選考に必要な事項

(募集要項)

9 学務委員会は、入学者選抜実施要項に基づいて、入試の内容のほか、出願に必要な情報を記載した募集要項を作成しなければならない。

(合格者判定)

1 0 学務委員会は、入試終了後、合格者の原案を作成し、教員会議に付議し承認を得なければならない。

(事務組織)

1 1 入学者選考に関する事務は、法人事務局学務部が所掌する。

(その他)

1 2 この方針の改正および必要な事項の制定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

(附則)

1 この方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。